

2026年度の新講習の告知について

いつも日本クレーン協会群馬支部をご利用いただきましてまことにありがとうございます。
この度、当協会では2026年度より新たに以下の4種の講習を行う運びとなりました。
出張講習を予定しており、利用者様にご来場頂くことなく、
群馬県内の事業所等にインストラクターを派遣し、教育を実施するものとなります。

1. 腰痛予防教育（労働衛生教育）

この講習は、「職場における腰痛予防対策の推進について」（基発0618第1号）および「腰痛予防のための労働衛生教育実施要領」（基発第136号）に基づき、腰痛による健康障害を防止し、職場での腰痛予防対策を推進するために行われるものです。

講習対象となる方は、重量物を取り扱う作業、長時間の座位・立位作業、車両運転など腰部に大きな負担がかかる業務に従事する労働者、その業務を直接管理・監督する管理者となります。

講習では、作業方法や管理体制の改善を通じて腰部への負担を軽減し、適切な健康管理を行うことを目的としています。

事業者にとっては、従業員の身体的・精神的健康の保持と作業効率性の向上を両立させるために不可欠な教育内容となっており、労災リスクの低減にもつながります。

講習時間は、従事者：3時間30分、管理者：7時間30分となります。

3. 騒音障害防止のための労働衛生教育

この講習は、「騒音障害防止のためのガイドライン」（基発0420第2号）に基づき、職場における騒音による健康障害を防止し、安心して働ける職場環境の改善・維持を図るために行われるものです。

講習対象となる方は、騒音レベルの高い場所における作業など聴覚に悪影響を及ぼすおそれのある業務に従事する労働者と、その作業を管理・監督する管理者です。

講習では、騒音の生体には及ぼす影響、保護具の適切な使用方法、作業環境の改善などを学び、騒音による聴覚障害や心身への過度な負担の予防を図ることを目的としています。

事業者にとっては、従業員の健康保持と快適な職場づくりを両立させるために不可欠な教育であり、労災リスクの低減にもつながります。

講習時間は、従事者：3時間、管理者：3時間となります。



2. 情報機器作業教育（労働衛生教育）

この講習は、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」（基発1201第7号）および「情報機器作業に係る労働衛生教育の推進について」（基発1011第4号）に基づき、情報機器作業に伴う健康障害を防止し、適切な労働衛生管理を推進するために行われるものです。

講習対象となる方は、パソコンやタブレットなどの情報機器を用いて業務を行う労働者と、その業務を直接管理・監督する管理者です。

講習では、IT技術の進展により多様化する情報機器の利用状況に対応し、長時間使用によって生じる健康リスクを予防することを目的としています。

事業者にとっては、従業員の快適な作業環境の確保と生産性を両立させるために不可欠な教育となっており、労災リスクの低減にもつながります。

講習時間は、従事者：3時間30分、管理者：7時間となります。

4. 電気自動車等の整備の業務に係る特別教育

この講習は、労働安全衛生法第59条第3項および労働安全衛生規則第36条第4号の2に基づき、対地電圧が五十ボルト（50V）を超える蓄電池を内蔵する自動車等の整備業務に従事するための特別教育に該当します。対象となるのは、電気自動車（EV）・ハイブリッド自動車（HV）・電動フォークリフト等の整備に関係する場合です。なお、電動フォークリフトについては、現在七十二ボルト（72V）仕様のものが広く流通しているため、該当事業者は留意する必要があります。

講習時間は、学科：6時間、実技：1時間となります。



会場案内図



お申し込み・お問い合わせ

一般社団法人 日本クレーン協会 群馬支部

群馬クレーン教習センター

〒371-0233 群馬県前橋市横沢町 610 番地
TEL:027-283-1671 FAX:027-283-8531
<https://www.crane-gunma.com/>



一般社団法人 日本クレーン協会 群馬支部

各種講習のご案内

玉掛け
土日開催

11月限定 玉掛け講習 土日開催

技能講習

特別教育

安全
衛生教育

- ・フォークリフト
- ・高所作業車
- ・玉掛け
- ・床上操作式クレーン
- ・小型移動式クレーン
- ・クレーン特別教育
- ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
- ・テールゲートリフター特別教育

2026年9月～
2027年3月

玉掛業務従事者安全衛生教育

（労働安全衛生法第60条の2に基づく安全衛生教育）
各種講習修了証取得後、概ね5年ごとに実施する再教育



【群馬労働局長登録教習機関】	
玉 掛 け	群第13号
床上操作式クレーン	群第85号
小型移動式クレーン	群第86号
（登録期間満了日：2029年3月30日）	
フォークリフト	群第235号
高所作業車	群第236号
（登録期間満了日：2031年3月9日）	

講習日程表 2026.9月～2027.3月

詳細はホームページをご覧ください

項 目		日 程	9月			10月			料 金 (税 込)	
			学 科	実 技		学 科	実 技			
技 能 講 習	玉 掛 け 技 能 講 習	3日間講習 学科(2日) 実技(1日)	1 (火)	2 (水)	3 (木) 7 (月)	6 (火)	7 (水)	8 (木) 9 (金)	受 講 料 テキスト代	22,000 円 1,600 円
			14 (月)	15 (火)	16 (水) 17 (木)	19 (月)	20 (火)	21 (水) 22 (木)	計	23,600 円
	床 上 操 作 式 クレーン 運 転 技 能 講 習 (5 t以上の床上操作式クレーン)	3日間講習 学科(2日) 実技(1日)	24 (木)	25 (金)	28 (月) 29 (火)	26 (月)	27 (火)	28 (水) 29 (木)	受 講 料 テキスト代	37,000 円 1,600 円
そ の 他	小 型 移 動 式 クレーン 運 転 技 能 講 習 (5 t未満の積載形トラッククレーン)	3日間講習 学科(2日) 実技(1日)	7 (月)	8 (火)	9 (水)	13 (火)	14 (水)	15 (木)	受 講 料 テキスト代	38,000 円 1,600 円
	クレーン運転業務 特 別 教 育 (5 t未満のクレーン) ※移動式クレーンを除く	2日間講習 学科(1.5日) 実技(0.5日)	全日 29 (火)	午前 30 (水)	午後 30 (水)	全日 29 (木)	午前 30 (金)	午後 30 (金)	受 講 料 テキスト代	13,000 円 1,600 円
	フルハーネス型 安全帯使用作業特別教育	1日講習 学科(4.5H) 実技(1.5H)	10 (木)			16 (金)			受 講 料 (テキスト代込)	9,800 円
そ の 他	テールゲートリフター特別教育	1日講習 学科(4H) 実技(2H)	24 (木)						受 講 料 (テキスト代込)	14,000 円
	安 全 教 育 等	学科講習	玉掛業務従事者安全衛生教育 17 (木)			天井クレーン定期自主検査者安全教育 1 (木)			※詳細はホームページをご覧ください	

受講資格

どなたでも受講できます

講習内容

学科・実技

※取得済みの資格によっては、一部学科が免除 **(必ず事前[申込時]の手続きが必要)**
※実技に必要なもの
作業服(長袖襟付)・長ズボン・安全靴(運動靴可)・あご紐付きのヘルメット
(注)ヘルメットの貸出不可

申込方法

1. Web からの申込み(要メールアドレス)
2. FAX・窓口・郵送にて申込み
→「申込書」を入手【ホームページ・FAX・窓口・郵送】
3. 受付後「受講票」と「修了台帳等」をお送りいたします(メール・郵送)

講習会場

(裏面に案内図)

一般社団法人 日本クレーン協会 群馬支部

群馬クレーン教習センター

〒371-0233 群馬県前橋市横沢町 610 番地
TEL:027-283-1671 FAX:027-283-8531
<https://www.crane-gunma.com/>

項 目		日 程	11月		12月		1月		2月		3月		内 容								
			学 科	実 技	学 科	実 技	学 科	実 技	学 科	実 技	学 科	実 技									
技 能 講 習	玉 掛 け 技 能 講 習	3日間講習 学科(2日) 実技(1日)	10 (火)	11 (水)	12 (木)	7 (月)	8 (火)	9 (水)	19 (火)	20 (水)	21 (木)	22 (金)	2 (火)	3 (水)	4 (木)	2 (火)	3 (水)	4 (木)	・玉掛けとは、玉掛け用ワイヤロープやつりチェーンその他の玉掛け用具を用いて、荷をクレーン等のフックに掛けたり外したりする作業 ・つり上げ荷重1t以上の玉掛け作業をする為に必要な資格		
			24 (火)	25 (水)	26 (木)								27 (金)	5 (金)	5 (金)	23 (火)	24 (水)	25 (木)		26 (金)	
			7 (土)	8 (日)	14 (土)	11月限定 土日コースの詳細は、ホームページをご覧ください ※通常の申込みとはこととなります															
	床 上 操 作 式 クレーン 運 転 技 能 講 習 (5t以上の床上操作式クレーン)	3日間講習 学科(2日) 実技(1日)	16 (月)	17 (火)	18 (水)	19 (木)	15 (火)	16 (水)	17 (木)	18 (金)	26 (火)	27 (水)	28 (木)	29 (金)	8 (月)	9 (火)	10 (水)	8 (月)		9 (火)	10 (水)
小 型 移 動 式 クレーン 運 転 技 能 講 習 (5t未満の積載形トラッククレーン)	3日間講習 学科(2日) 実技(1日)	4 (水)	5 (木)	6 (金)	1 (火)	2 (水)	3 (木)	12 (火)	13 (水)	14 (木)	24 (水)	25 (木)	26 (金)	15 (月)	16 (火)	17 (水)	・つり上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーンを運転操作する為に必要な資格 (トラック式・ホイール式・クローラ式等)				
そ の 他	クレーン運転業務 特 別 教 育 (5t未満のクレーン) ※移動式クレーンを除く	2日間講習 学科(1.5日) 実技(0.5日)	全日 19 (木)	午前 20 (金)	午後 20 (金)	全日 22 (火)	午前 23 (水)	午後 23 (水)	全日 7 (木)	午前 8 (金)	午後 8 (金)	全日 18 (木)	午前 19 (金)	午後 19 (金)	全日 11 (木)	午前 12 (金)	午後 12 (金)	・つり上げ荷重5t未満のクレーンを運転操作する為に必要な資格 (ホイスト式・トロリ式等)			
	フルハーネス型 安全帯使用作業特別教育	1日講習 学科(4.5H) 実技(1.5H)	27 (金)			18 (金)			15 (金)			12 (金)			18 (木)			・高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務 (ロープ高所作業に係る業務を除く)			
	テールゲートリフター特別教育	1日講習 学科(4H) 実技(2H)				1 (火)			随時開催予定 (詳細はホームページをご覧ください)										・トラックに付いているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業をする為に必要な資格		
	安 全 教 育 等	学科講習	天井クレーン定期自主検査者実務者研修 30 (月)												玉掛業務従事者安全衛生教育 26 (金)			※詳細はホームページをご覧ください			

◆企業・団体への出張講習も実施しておりますので詳細はお問合わせください

フォークリフト・高所作業車運転技能講習

◆ 屋内実技で安全・快適に資格取得 ◆

●フォークリフト運転技能講習（4日間）

労働安全衛生法に基づき最大荷重1 t以上のフォークリフトを運転するには、フォークリフト運転技能講習修了の資格が必要になります。
学科1日・実技3日の講習修了者にフォークリフト運転技能講習修了証を交付します。

(注) 月をまたいだの受講はできません。※10月・2月・3月は、土日コースか平日コースを選択できます。

9月				10月								11月			
7 (月)	8 (火)	14 (月)	15 (火)	13 (火)	14 (水)	19 (月)	20 (火)	17 (土)	18 (日)	24 (土)	25 (日)	4 (水)	5 (木)	10 (火)	11 (水)
学科	実技①	実技②	実技③	学科	実技①	実技②	実技③	学科	実技①	実技②	実技③	学科	実技①	実技②	実技③
12月				1月				2月							
7 (月)	8 (火)	15 (火)	16 (水)	22 (金)	25 (月)	26 (火)	27 (水)	2 (木)	3 (水)	8 (月)	9 (火)	13 (土)	14 (日)	20 (土)	21 (日)
学科	実技①	実技②	実技③	学科	実技①	実技②	実技③	学科	実技①	実技②	実技③	学科	実技①	実技②	実技③
3月															
2 (火)	3 (水)	8 (月)	9 (火)	6 (土)	7 (日)	13 (土)	14 (日)								
学科	実技①	実技②	実技③	学科	実技①	実技②	実技③								
受講資格				料金(税込)											
普通自動車運転免許所持者				受講料	36,000円										
				テキスト代	1,500円										

●高所作業車運転技能講習（2日間）

労働安全衛生法に基づき作業床10m以上の高所作業車を運転するには、高所作業車運転技能講習修了の資格が必要になります。
学科1日・実技1日の講習修了者に高所作業車運転技能講習修了証を交付します。

(注) 月をまたいだの受講はできません。

10月		11月		1月		3月	
26 (月)	27 (火)	16 (月)	17 (火)	19 (火)	20 (水)	15 (月)	16 (火)
学 科	実 技	学 科	実 技	学 科	実 技	学 科	実 技

受講資格		料金(税込)	
・普通自動車運転免許所持者 又は ・フォークリフト運転技能講習修了者		受講料	38,000円
		テキスト代	1,500円
・移動式クレーン運転士免許所持者 又は ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者		受講料	36,000円
		テキスト代	1,500円

